

平成31年3月26日宣告 裁判所書記官 三戸 智輝



平成30年（わ）第248号

判 決

本 籍

住 居

職 業

Y

昭和51年 月 日生

上記の者に対する住居侵入、わいせつ略取、逮捕監禁、強盗・強制性交等被告事件について、当裁判所は、検察官上田勇樹及び同矢田悠真並びに国選弁護人佐藤由麻（主任）及び同後藤雄大各出席の上審理し、次のとおり判決する。

主 文

被告人を懲役15年に処する。

未決勾留日数中150日をその刑に算入する。

理 由

（罪となるべき事実）

被告人は、正当な理由がないのに、平成30年5月6日午後2時5分頃から同日午後9時50分頃までの間に、仙台市宮城野区

当時の A （以下「被害者」という。）方に、南西側掃き出し窓の施錠を外して侵入し、被害者から金品を強取するとともに被害者を略取し、逮捕監禁して強制的に性交等をしようと考え、同日午後9時50分頃、前記被害者方において、帰宅した被害者（当時35歳）に対し、包丁を突き付け、「声出すな。」「騒いだら殺す。」「金を出せ。」などと言って脅迫し、その反抗を抑圧して、被害者所有又は管理の現金1万円及びギフトカード4枚（額面合計4000円）並びにキャッシュカード1枚等12点在中の財布1個（時価合計約4万円相当）を強取した上、被害者の両手足にビニールテープを巻き付けて緊縛し、被害者の両目及び口をビニ

ールテープで塞ぎ、布で頭部を覆うなどの暴行を加え、前記被害者方先に被告人の普通乗用自動車を乗り入れ、被害者を同車内に押し込んで同車を発進させ、もってわいせつの目的で被害者を略取し、同日午後11時頃、同市

に被害者を連れ込み、その頃から同月7日午前零時22分頃までの間、同所において、前記暴行・脅迫により反抗抑圧状態にある被害者に対し、その肛門に自己の陰茎を挿入しようとするなどした上、被害者と口腔性交し、さらに、同日午前零時25分頃、被害者を再び同車に乗車させて、同所から同市先駐車場まで同車を走行させ、同日午前1時頃、同所において、被害者を降車させて解放するまでの間、被害者を同車及び前記ホテル202号室内から脱出することを困難にさせ、もって被害者を不法に逮捕監禁した。

(証拠の標目)

括弧内の甲の数字は、証拠等関係カードにおける検察官請求証拠の番号を示す。

- ・ 証人被害者、同及び同の各公判供述
- ・ 統合捜査報告書(甲26ないし32)、捜査報告書(甲34)

(事実認定の補足説明)

第1 争点

本件の争点は、被告人が被害者の意に反して、罪となるべき事実記載の行為をしたかであり、これは被害者の証言が信用できるかによる。

また、弁護人は、本件捜査の過程には、捜査機関が被告人の無罪が明らかとなる証拠を隠滅したという重大な違法があることなどから、本件は公訴権の濫用である旨主張する。

第2 当裁判所の判断

1 被害者の証言の信用性

- (1) 被害者の証言は、特に両手が緊縛されている状況等が、本件ホテル車庫内に設置された防犯カメラの映像の内容とよく一致している。また、被害者が

裸足のまま行動している状況、本件ホテルの車庫と部屋の間の階段を上り下りする際の被害者の足取りや被告人に誘導される状況、降車及び乗車の状況等は、このような状態で車内からホテルの部屋、ホテルの部屋から車内に移動すること自体、ホテルを利用する男女の姿としては極めて不自然であることからすると、同映像に映し出された被害者の各行動がその意思に反して行われた旨の被害者の供述をよく裏付けている。

この点、被告人の供述も、防犯カメラの映像と整合するかのような内容となっているが、前記の各状況等の不自然さに加え、被告人の供述によれば、被害者は、被告人車両とホテルの部屋との移動の際にだけ、あえて自身を同映像にあるような拘束状態にしたということになるなど、その内容自体、不自然、不合理というほかなく、およそ信用することができない。

- (2) また、信用できる被害者の交際相手及び B 警察官の証言から、被害者は平成30年5月7日午前中に自ら交際相手に被害を打ち明け、交際相手とともに同日中に警察へ被害を申告していることが認められるところ、被害者は交際相手が契約した部屋に居住するなどしており、被害者が、被告人の存在すら承知していない交際相手に対し、性的被害に遭った旨の虚偽の事実を告げる理由や利益は何ら認められない。また、被害者と交際相手が、口裏を合わせるなどして、警察に対し同事実を虚偽申告する理由や利益も何ら認められない。

したがって、被害者の被害申告の状況も被害者の証言をよく裏付けている。

- (3) 弁護人は、被害者の証言には、そもそも不自然な点や、変遷していて曖昧な点があり信用できないなどと主張するが、被害者は一連の被害状況を具体的かつ詳細に証言しており、ホテルの部屋でのことも含め被害の内容を誇張して証言しているとうかがわれる点もなく、また、その核心部分は全く変遷しておらず、弁護人の指摘を踏まえても、被害者の証言の信用性は何ら揺るがない。

(4) 以上より、被害者の証言は、信用できる。

2 以上のとおり信用できる被害者の証言によれば罪となるべき事実記載の各事実を認定することができる。

なお、弁護人は、住居侵入、強盗の各事実についても種々主張するが、被害者方の南西側掃き出し窓のクレセント錠付近の破損状況、被告人車両内から発見された被害者の財布の利用状況等から、被告人が、被害者方に同掃き出し窓から侵入したこと及び被告人が被害者の財布を強取したことも明らかである。

また、弁護人は、被告人車両のドライブレコーダーに挿入され、被害者と被告人の様子が記録されていた記録媒体が捜査機関によって隠滅又は紛失されているなどとし、この点を、罪となるべき事実の立証がなされているか否かの判断の際に考慮すべきである旨主張するが、信用できる B 警察官の証言等からすれば、捜査機関は前記記録媒体を隠滅又は紛失をしていないと認められることから、その主張は前記認定に何ら影響を与えない。

3 弁護人の公訴権濫用の主張については、2 記載のように同主張の前提となる事実は認められず、その他の事情を十分検討しても、本件公訴の提起が、起訴裁量権を逸脱し、かつ、その程度が職務犯罪を構成するような場合に当たるような事情は認められないことから、その主張は理由がない。

(法令の適用)

罰 条

住 居 侵 入 の 点 刑法 1 3 0 条前段

わいせつ目的略取の点 刑法 2 2 5 条

逮 捕 監 禁 の 点 包括して刑法 2 2 0 条

強 盗 ・ 強 制 性 交 等 の 点 刑法 2 4 1 条 1 項

科 刑 上 一 罪 の 処 理 刑法 5 4 条 1 項前段、後段、1 0 条（住居侵入と逮捕監禁、住居侵入と強盗・強制性交等、わいせつ略取と強盗・強制性交等はいずれも牽連犯となり、わいせつ略取と逮

捕監禁は観念的競合となるから、結局以上を1罪として
最も重い強盗・強制性交等罪の刑で処断)

刑種の選択	有期懲役刑を選択
未決勾留日数の算入	刑法21条
訴訟費用の不負担	刑訴法181条1項ただし書

(量刑の理由)

本件は、凶器を使用して単独で強盗・強制性交等（強盗及び強制性交等がいずれも既遂〔なお、量刑傾向の検討において、被害者の受けた具体的な被害の内容や法改正の趣旨等からすると、口腔性交は膣内性交と同様に考えるべきであるから、法改正前の事案については強姦が既遂のものを参考とした。〕）1件を犯した事案であるが、被告人は、被害者に対し、約3時間、両目を塞ぎ、両手等を緊縛して身動きができない状態で連れ去った上、ホテルにおいて、肛門性交をしようと試み、さらに、無理やり口腔性交させるなどしており、その態様は非常に悪質であって、特に、両目を塞ぐなどの拘束状態で場所を移動するなどして口腔性交等に及んでいる点は他の事案に比して突出して悪質である。

見知らぬ男に、視界や体の自由を奪われ、どこに連れ去られ、何をされるのかも分からない状態で、被告人のなすがままに被害を受けざるを得なかった被害者の恐怖、不安は計り知れず、被害者は、本件犯行により、日常生活に支障が生じるほどの精神的衝撃を受けている。

以上からすれば、本件は、前記事案の量刑傾向において、かなり重い部類に位置付けられる。

そして、被告人が、本件犯行を否認するにとどまらず、被害者が自ら進んで自身を拘束等する異常者であるかのような供述を当公判廷において繰り返し、本件につき反省している様子が微塵も認められないことも考慮して、主文の刑に処するのが相当と判断した。

(求刑 懲役15年)

平成31年3月28日

仙台地方裁判所第2刑事部

裁判長裁判官

江口和伸 

裁判官

伊藤大介 

裁判官

西村有紗 